

■ 食品リサイクル法に基づく定期報告書の報告先（あて名）

報告先（あて名）は、農林水産大臣名及び環境大臣名が必須となります。また、農林水産大臣以外的大臣が事業を所管している場合、当該事業所管大臣名（以下の表を参考として下さい）の記載が必要です。

※ 例えば「酒類製造業」の場合、報告書に農林水産大臣、環境大臣及び財務大臣を列記の上、同じ報告書を3部提出することが必要です。また、複数の事業を実施している事業者は、事業割合の多寡に関わらず、実施する事業のすべての事業所管大臣名の記載が必要です。

業 種		報 告 先	財 務 省	厚生労働省	経 済 産 業 省	国 土 交 通 省	環 境 省	農 林 水 産 省
食	部分肉・冷凍肉製造業						●	●
	肉加工品製造業						●	●
	牛乳・乳製品製造業						●	●
	その他の畜産食料品製造業						●	●
	水産缶詰・瓶詰製造業						●	●
	海藻加工業						●	●
料	塩干・塩蔵品製造業						●	●
	水産練製品製造業						●	●
	冷凍水産物製造業						●	●
	冷凍水産食品製造業						●	●
	その他の水産食料品製造業						●	●
	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）						●	●
	野菜漬物製造業						●	●
	醤油製造業						●	●
	味噌製造業						●	●
	ソース製造業						●	●
品	食酢製造業						●	●
	その他の調味料製造業						●	●
	甘蔗糖製造業						●	●
	甜菜糖製造業						●	●
	砂糖精製業						●	●
	ぶどう糖、水あめ、異性化糖製造業						●	●
	精米・精麦業						●	●
	小麦粉製造業						●	●
	その他の精穀・製粉業						●	●
	パン製造業						●	●
製	菓子製造業						●	●
	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）						●	●
	食用油脂加工業						●	●
	でん粉製造業						●	●
	めん類製造業						●	●
	豆腐・油揚げ製造業						●	●
	あん類製造業						●	●
	冷凍調理食品製造業						●	●
	そう（惣）菜製造業						●	●
	すし・弁当・調理パン製造業						●	●
造	レトルト食品製造業						●	●
	他に分類されない食料品製造業						●	●
	清涼飲料製造業（茶、J-1、果汁など残さが出るもの）						●	●
	清涼飲料製造業（その他）						●	●
	果実酒製造業	●					●	●
	ビール類製造業	●					●	●
	清酒製造業	●					●	●
	単式蒸留焼酎製造業	●					●	●
	蒸留酒・混成酒製造業（単式蒸留焼酎製造業を除く）	●					●	●
	業	製茶業						●
コーヒー製造業							●	●

業 種 \ 報 告 先		財 務 省	厚 生 労 働 省	経 済 産 業 省	国 土 交 通 省	環 境 省	農 林 水 産 省
飲食料品 卸売業	米麦卸売業・雑穀卸売業					●	●
	野菜卸売業・果実卸売業					●	●
	生鮮魚介卸売業					●	●
	食肉卸売業					●	●
	その他の農畜産物・水産物卸売業					●	●
	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)※1	●				●	●
	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものを除く。)※1	●				●	●
飲食料品 小売業	百貨店、総合スーパー※2			●		●	●
	その他の各種商品小売業※3			●		●	●
	各種食料品小売業					●	●
	野菜・果実小売業					●	●
	食肉小売業(卵、鳥肉を除く)					●	●
	卵、鳥肉小売業					●	●
	鮮魚小売業					●	●
	酒小売業	●				●	●
	菓子・パン小売業					●	●
	コンビニエンスストア			●		●	●
	その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストアを除く)					●	●
飲食店※4	食堂・レストラン		●			●	●
	居酒屋等		●			●	●
	喫茶店		●			●	●
	ファーストフード店		●			●	●
	その他の飲食店		●			●	●
持ち帰り・配達飲 食サービス業	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業者を除く)					●	●
	給食事業者					●	●
沿海旅客海運業					●	●	●
内陸水運業					●	●	●
結婚式場業				●		●	●
旅館、ホテル※5			●		●	●	●

※1 食料・飲料卸売業のうち「酒類」は財務省所管となる。

※2 総合スーパーとは、衣・食・住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上、食料品の小売販売額が70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所とする。

※3 食料品の小売販売額が70%未満の範囲内にある事業所。

※4 日本フードサービス協会(JEF)に加盟していない飲食店は、厚生労働省への提出が必要。

※5 旅館、ホテルについては厚生労働省への提出が必要。また、国際観光ホテル整備法登録宿泊施設は国土交通省及び厚生労働省への提出が必要。